

目的

みやぎ生協福祉活動助成金は、宮城県における地域福祉の向上をめざし、福祉活動に関わる地域住民・民間団体の自主的・非営利的で継続的な地域活動や研究活動を支援及び育成することを目的としています。

助成の対象となる事業

上記目的を達成するために必要な、民間団体およびボランティアグループ・個人による、非営利の事業に助成をします。

助成の対象となる団体・個人

宮城県内で活動している団体およびグループ・個人で、組織や事業の運営についての重要事項が決められており、代表者および所在地が決まっているものが対象です。(法人格の有無は問いません)

助成の基準

- ①助成額は原則として50万円を限度とします。なお、講演会・フォーラム・演奏会などの開催に対しては、上限10万円を限度として助成します。
- ②公的な補助を受けている場合や他の機関の助成を受けている場合でも、その事業の必要性によって助成の対象となりますので、助成申請の際には、他機関からの助成の有無を明記してください。
- ③単年度、同一団体・同一グループ・同一個人への助成事業は一事業です。
- ④一団体・同一グループ・同一個人への助成は、原則として3回までです。
- ⑤以下の費用は助成対象とはしません。
 - 1)その事業を行う上で最低限必要な費用
(人件費、家賃、地代、水光熱費、電話代など)
 - 2)自動車の購入費用
日本財団の福祉車両配備事業をご利用ください。
ただし、日本財団の事業の対象外となる場合は、この限りではありません。

応募の方法

- ①所定の申請書に必要事項を記入し、申請に必要な書類を添付して提出してください。
- ②申請書は、事務局からお取り寄せいただくか、ホームページから申請フォームをダウンロードしてご記入ください。
- ③応募の締切日は上期7月20日、下期1月20日です。(消印有効)
上期の助成は9月21日から翌年の3月までに事業を開始するものとし、下期の助成は3月21日から9月までに開始するものとし、(過去の事業に対しての助成は行いません)
- ④COOPTリップルカードみやぎスマイル基金との重複申請はできません。

助成の決定と助成金の交付

【助成決定のための審査】

- ①応募された助成申請案件について助成審査委員会で審査を行い、結果は文書で通知します。
- ②申請案件については事前に確認を行い、必要がある場合はさらに詳しい書類の提出をお願いすることや、電話による照会、訪問調査をする場合があります。

【助成金の交付】

- ①助成が決定した案件については、助成金贈呈式にて助成金の交付を行います。
- ②助成金の振り込みは原則として、上期は9月20日までに、下期は3月20日までに指定された預金口座に振り込みます。
- ③事業の推進にあたっては、「みやぎ生協福祉活動助成金」の助成を受けていることを、チラシ・ポスターや広報物、企画時に記載するなどして、広く周知してください。

報告書の提出

助成を受けた申請者は、助成事業実施期間終了後2ヶ月以内に助成活動報告書(事業報告・収支報告)、領収証のコピー、成果物を提出していただきます。

前々年下期と前年上期の助成事業の中で活動が終了しているものについては、その活動報告書をまとめ、当ホームページへ掲載させていただきます。

